

申請書類について

1. 事前協議

申請締め切り日前までに、土地利用計画図等で都市計画課と事前協議をしてください。また、設置する施設の各担当課との協議も同様をお願いします。

2. 開発協議申請締切日

毎月1日。ただし休日の場合は翌開庁日になります。

※毎月1日までに提出された開発協議申請書を同月の開発審議会で審議します。

令和2年度締切日一覧

令和2年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1日	1日	1日	1日	3日	1日	1日	2日	1日

令和3年		
1月	2月	3月
4日	1日	1日

3. 申請書類提出部数

★3,000㎡未満の開発行為の場合（開発審議会を開催）

正本1部 副本1部 開発審議会資料10部 合計12部

* 正本及び副本は、押印した原本を提出してください。

* 開発審議会資料は、正本と同じものを提出してください。ただし、開発審議会資料のうち5部については、下記内容の簡易版とすることができます。

簡易版添付資料

1) 申請書	6) 公函
2) 事業計画書	7) 土地利用計画図
3) 関係者との協議一覧	8) 排水施設計画平面図
4) 関係機関との協議一覧	9) その他主要な図面（各種施設構造図等）
5) 位置図	10) 現況写真

★3,000㎡以上の都市計画法の開発行為の場合

市の開発協議申請の手続き完了後に都市計画法第29条申請の受付をします。

★都市計画法第29条申請

正本1部 副本1部 市控え1部 合計3部

◎ 正本には開発登録簿、岐阜県収入証紙納付書（岐阜県証紙を貼付）を添付してください。市経由で岐阜県中濃建築事務所に進達します。

* 都市計画法第32条第1項の同意申請（正本1部 副本1部 合計2部）

* 都市計画法第32条第2項の協議申請（正本1部 副本1部 市控え1部 合計3部）

★開発審議会資料配布先一覧

正本と同じもの	簡易版
都市計画課	農林課
土木課	環境課
上下水道課	文化振興課
防災安全課	教育総務課
土地改良区	企画課